

(公 印 省 略)
答 申 第 1 8 7 号
令和 6 年 10 月 29 日

兵庫県公安委員会
委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不訂正決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和 6 年 5 月 24 日付け兵公委発第 309 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定警察署保有の広聴処理票に記録された請求者が特定年月日、同署員に申し出た
情報に関する記録不訂正の件

答 申

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った不訂正決定は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示決定等

- (1) 令和 5 年 6 月 8 日付けで、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 令和 5 年 6 月 22 日、実施機関は、保有個人情報の部分開示決定をし、同日付けで部分開示決定通知書を送付した。

2 保有個人情報の不訂正決定等

- (1) 令和 5 年 10 月 3 日付けで、審査請求人は、特定年月日付けで作成された特定警察署保有の広聴処理票（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、法第91条の規定により、実施機関に対して、「書かれている内容が私が話した内容や事実と異なる」として、保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (2) 令和 5 年 11 月 1 日付けで、実施機関は、本件訂正請求のあった別表の 1 から 12 までの項目について訂正、削除又は追記することについて、訂正しないこととする不訂正決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 6 年 2 月 15 日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和 6 年 5 月 24 日、兵庫県公安委員会は、法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、実施機関の弁明書に対する反論書等において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 本件審査請求の趣旨

不訂正通知に不服である。自宅が何故現場になるのか。現場急行は何時だったのか説明を求む。

2 本件審査請求の理由

家族の者、警察官に出会っていない。他にも誤って記録ある（審査請求人記載の原文どおり。）。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 保有個人情報記録された公文書の性質

対象保有個人情報が記録された公文書は、兵庫県警察広報広聴活動規程に基づいた様式で、同規程第36条の「警察相談を受理したときは、所要の措置を講じた上、総務部長が定める様式の広聴処理票により明らかにしておくこと。」との規定によって作成された公文書となる。

広聴処理票は、県民から警察に対する相談や要望等の申出がなされたときに講じた所要の措置を記録し、各所属長まで報告することにより、当該措置の処理経過を明らかにしておくことを目的として作成される公文書である。

2 不訂正とした部分

本件訂正請求書別紙に記載された、訂正請求の趣旨に該当する部分

3 不訂正とした理由

(1) 審査請求人は、訂正請求において、「警察官が現場臨場した時の「現場」にどこの現場かの追加」を求め、本件審査請求においても、「自宅が何故現場になるのか」についての追加を求める旨を申し立てているが、調査の結果、広聴処理票に記載された通報場所が「現場」であり、新たに追加すべき事実や内容の存在は認められない。

また、審査請求人が訂正請求において主張する「私が話した内容や事実と異

なる」旨については、審査請求人から実施機関が訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を証明する明確かつ具体的な主張や根拠の提示もなく、明らかに事実と異なる聴取内容が記載されているとは認められない。

(2) 審査請求人は、訂正請求において「午前0時頃を●月●日午後9時頃」に訂正することを求め、本件審査請求においても「現場急行は何時だったのか」の訂正（説明）を求める旨を申し立てているが、審査請求人から処分庁が訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を証明する明確かつ具体的な主張や根拠の提示もなく、明らかに事実と異なる聴取内容が記載されているとは認められない。

(3) 審査請求人は、「家族の者、請求者、警察官に出会っていない」等と主張しているが、審査請求人が提起した訂正請求及び本件審査請求において、関係者等が警察官と面接していないとする具体的な主張や根拠の提示はなく、処分庁が訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容とは言えず、明らかに事実と異なる聴取内容が記載されているとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求書に警察の対応等に関する記載があるが、本件処分はいずれも法律に基づいて行った処分であり、それらの記載は処分庁が本件処分を行った判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件処分は適法であり、審査請求人の主張には理由がないので、本件審査請求の棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件対象保有個人情報について、その一部の訂正を求めるものであり、実施機関は、不訂正とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正の要否について検討する。

2 訂正の要否について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法第90条第1項において、同項第1号及び第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら具体的に主張する必要がある。

そして、請求を受けた行政機関の長等が、訂正請求者の主張を端緒として自ら調査した上で、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法第92条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 訂正請求の対象となる「事実」について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法第90条第1項第1号に該当する。

当審議会において、本件対象保有個人情報が記録された広聴処理票を確認したところ、本件処分において不訂正とされた部分には、特定警察署の署員が、審査請求人及び関係者に対応した処理経過等の要旨が記載されていると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法第90条の訂正請求の対象となり得る「事実」に該当すると認められる。

(3) 訂正請求対象情報の法第92条該当性について

上記(1)及び(2)の考え方を踏まえ、本件訂正請求の対象情報の法第92条該当性について、以下検討する。

ア 当審議会において確認したところ、広聴処理票は、兵庫県警察広報広聴活動規程に基づき、実施機関において、県民から警察に対する相談や要望等の申出がなされたときに講じた所要の措置を記録し、各所属長まで報告することにより、当該措置の処理経過を明らかにしておくことを目的として作成される公文書と認められる。

イ 審査請求人の主張する開示請求の理由及び審査請求の理由によると、審査

請求人は、「書かれている内容が私が話した内容や事実と異なる」及び「家族の者、警察官に出会っていない。他にも誤って記録ある」（審査請求人記載の原文どおり。）等の主張を行っている。

しかし、上記アのとおり、広聴処理票は、警察に対する相談や要望等の申出がなされたときに講じた所要の措置を記録し報告するために当該措置の処理経過を明らかにしておくことを目的として作成されるものであり、作成された時点において実施機関が把握した当該措置の処理経過が記録されることが必要となるものである。したがって、審査請求人が要望等する文言に書き換えると、作成された時点において実施機関が把握していた当該措置の処理経過が定かではなくなり、当該処理経過を明らかにしておくという本件対象保有個人情報の利用目的の達成に支障が生ずると考えられることから、本件訂正請求は、本件対象保有個人情報利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

ウ 審査請求人は、上記イのとおり、本件対象保有個人情報の記録内容につき、事実と異なる等と主張し、これらの内容に関する訂正を求めている。

しかし、審査請求人のこれらの主張は、審査請求人として認識している出来事等を述べているものの、広聴処理票における記録内容が事実と異なることを示す、客観的証拠が提示されているものとは認められない。

なお、広聴処理票が実施機関として把握した処理経過を記録し明らかにするために作成されるものであることに鑑みると、実施機関が記録した処理経過について、後刻、修正等を求める申告があった場合は、実施機関においては、必要に応じ、当該申告を新たに警察に対する相談や要望等の申出がなされたものとして、講じた所要の措置について処理経過として記録し明らかにしておくことが、特段の事情がない限り、合理的な処理と思われる。

エ 以上を踏まえると、本件訂正請求は、法第92条の訂正請求に「理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

上記2のほか、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表)

訂正を求める箇所					不訂正理由
番号	箇所	種別	原文	訂正請求の内容(審査請求人記載の原文どおり)	
1	2頁「処理経過等欄」7行目及び16行目	追加	現場臨場者 現場急行した	「現場」のどこの現場か追加	通報場所が現場であり、相談者の自宅が記載されているため
2	2頁「処理経過等欄」24行目	追加	関係者と接触	●月●日午前再診の後●署で説明病院でのど上皮縫合する	受理者に当時の状況を確認するも事実関係が不明確であるため
3	2頁「処理経過等欄」24行目	訂正	午前0時頃	●月●日午後9時頃	同上
4	2頁「処理経過等欄」24行目	訂正	娘から連絡あり	母親から連絡	同上
5	2頁「処理経過等欄」25行目	削除	母さん助けて助けて		同上
6	2頁「処理経過等欄」26行目	削除	夫が娘の場所を聞き出し、地図で確認		同上
7	2頁「処理経過等欄」26行目	追加		犬の散歩中の方が携帯電話を交わって場所を教えてくれた。私達が着まで待ってくれた	同上
8	2頁「処理経過等欄」33行目	訂正	昨日午前中	●月●日午後3時頃	同上
9	2頁「処理経過等欄」33行目	訂正	母さん助けてと取り乱した様子で	おかあさん・・・おかあさん・・・と弱々しい声で	同上
10	2頁「処理経過等欄」35行目	追加		電話で長男と迎えに	同上
11	2頁「処理経過等欄」36行目	追加		娘は●病院に行った、私の携帯に連絡はいり迎えに行き帰宅する	同上
12	3頁「処理経過等欄」9行目	追加		●月●日●クリニックに受診することに決めていたが●署より呼ばれ行けなくなった。水曜日は休診日なの残念、●先生に診療を受けて●年になります。娘のことを気にかけてくださったこともありとても信頼できる先生で娘を連れてみてもらいたかった	同上

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年5月24日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和6年8月1日 第1部会 (第105回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年9月12日 第1部会 (第106回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和6年10月25日 第1部会 (第107回)	・ 審議
令和6年10月29日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅野 博 宣

委員 申 吉 浩

委員 園 田 寿

委員 中 本 浩 一

委員 西 片 和 代